

独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の職員（嘱託員その他の非常勤を除く。以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。

2 会務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与)

第3条 職員の給与は、理事長が定め、次の区分により支給する。

(1) 給料

(2) 諸手当

ア 給料の特別調整額

イ 給料の業務調整額

ウ 扶養手当

エ 地域手当

オ 広域異動手当

カ 通勤手当

キ 単身赴任手当

ク 住居手当

ケ 超過勤務手当

コ 休日給

サ 期末手当

シ 勤勉手当

ス 寒冷地手当

(給料)

第4条 給料表は、別表第1に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

(昇給)

第5条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前において1月1日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 第1項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、

同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（その職務の級が7級以上である職員にあっては、3号俸）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（その職務の級が7級以上である職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各号に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(昇格)

第6条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。
(給料等の支給方法)

第7条 給料等の計算期間は月の1日から末日までとし、その給料等の支給日は、毎月16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 16日が日曜日又は休日に当たるとき 17日
- (2) 16日が土曜日に当たるとき 15日（その日が休日に当たるときは、18日）

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料等を支給し、昇給及び降給等により給料等の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

(給料の特別調整額)

第9条の1 給料の特別調整額は、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官の職にある職員に対して支給する。

- 2 給料の特別調整額は、理事長が別に定める場合を除き、前項に規定する職員の給料月額にそれぞれ次に定める表の額とする。

職務の級	給料の特別調整額
9級	104,200円
8級	94,000円
7級	88,500円
6級	83,100円
5級	79,300円

- 3 第16条及び第17条の規定は、第1項に掲げる職にある職員には適用しない。

(給料の業務調整額)

第9条の2 給料の業務調整額は、事務局長、課長及び上席専門官を除く事務局（東京）に在勤する職員に対して支給する。

職務の級	給料の業務調整額
7級	41,800円
6級	39,200円
5級	37,400円
4級	22,100円
3級	17,500円
2級	8,800円
1級	7,200円

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(地域手当)

第11条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して第2項で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 東京 100分の20
- (2) 札幌 100分の3

第12条 職員が在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいい、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が前条第2項各号の理事長が定める地域若しくは事務所に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在職する地域又は事務所を異にして異動した場合その他理事長が定める場合における当該職員に対する地域手当については、理事長の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以降1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(広域異動手当)

第12条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」とい

う。) につき理事長が定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも 60 キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

- (1) 300 キロメートル以上 100 分の 10
 - (2) 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から 3 年を経過する日までの異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規程により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにおける当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 前各号に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第 12 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（賃貸を含む。第 3 号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第 13 条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第 14 条の 2 第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第 13 条の規定による有料宿舎その他理事長が定

める住宅を除く。) を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各項いずれにも該当する職員にあっては当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円) を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項は、理事長が定める。

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第 5

項において「運賃等相当額」という)。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める支給区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額。

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異なる事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに給与表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(単身赴任手当)

第13条の2 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長の定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長の定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長の定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号を加算した額）とする。

(1) 100キロメートル以上 300キロメートル未満 8,000円

- (2) 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満 16,000 円
- (3) 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満 24,000 円
- (4) 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満 32,000 円
- (5) 900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満 40,000 円
- (6) 1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満 46,000 円
- (7) 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満 52,000 円
- (8) 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満 58,000 円
- (9) 2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満 64,000 円
- (10) 2,500 キロメートル以上 70,000 円

3 単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）又は独立行政法人北方領土問題対策協会就業規則（以下、「就業規則」という。）に定める年次休暇、特別休暇若しくは病気休暇である場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第16条 祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間

につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

(端数計算)

第 17 条 第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び前 2 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50 錢未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 錢以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 18 条 第 15 条から前条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第 19 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給し、その支給日は、次の表の左欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ右欄に定める日とする。ただし、右欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 6 項及び第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても、別に定める場合を除き、同様とする。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

2 期末手当の額は、期末手当基準額に、6 月に支給する場合においては 100 の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 125 を乗じて得た額（職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第 21 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 105 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基準額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の

月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 給料表別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して100分の20を超えない範囲内で次の表に定める割合を乗じて得た額（以下、「役職段階別加算」という。）、事務局長、札幌事務所長、課長又は上席専門官の職を占める職員のうち、その級が7級以上の職員にあっては、理事長が別に定める場合を除き、その額に給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額（以下、「管理職加算」という。）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

職務の級	割 合
8級以上	100分の20
7級・6級	100分の15
5級・4級	100分の10
3級	100分の5

5 第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を職員として在職した期間に算入する。

- (1) 国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）
- (2) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）
- (3) 地方公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について、国家公務員又は公庫等職員としての在職期間を当該地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員をいう。以下同じ。）

6 職員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国家公務員、公庫等職員又は地方公務員となった場合には、第1項及び第2項の規定による期末手当は支給しない。

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務状況に応じて支給し、その支給日は、次の表の左欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ右欄に定める日とする。ただし、右欄に定める日が日曜日に当たるときは、同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは、同欄に定める日の前日とする。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務成績に応じて 100 分の 315（特定幹部職員にあっては、100 分の 375）を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは、「次条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

(寒冷地手当)

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において北海道札幌市及び根室市に在勤する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世 帯 等 の 区 分	世帯主 である 職員	扶養親族のある職員	26,000円
	その他の世帯主である職員		14,500円
	その他の職員		9,800円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって北海道札幌市及び根室市に居住する扶養親族のないもののうち、職員給与規程第14条の2の規定による単身赴任手当を支給されるものを含まないものとする。

(休職者の給与)

第22条 職員が会務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要する場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾病にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要する場合において休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障のため、長期の休養を要する場合において休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が刑事事件に関し起訴された場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が定める月に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(育児休業中の給与)

第23条 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第3

項に規定する育児休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第20条(期末手当)第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第21条（勤勉手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、理事長が定めるところにより、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 5 職員が、独立行政法人北方領土問題対策協会育児休業等規程第14条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第15条（給与の減額）の規定に関わらず、その勤務しない1時間につき、第19条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 6 前5項に定めるもののほか、育児休業及び部分休業の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

（介護休暇中の給与）

第24条 職員が、就業規則第37条第1項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、介護休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（実施に関し必要な事項）

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 協会設立の際、北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）の職員として在職した者であって、引き続き協会の職員となった者は、旧協会の職員として在職した期間は、協会の職員として在職したものとみなしてこの規程を適用する。

附 則（平成15年11月1日）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 第20条第2号の規定にかかわらず平成15年12月に支給する期末手当の支給割合は、100分の145（特定幹部職員にあっては100分の125）とする。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条第2項、第3項及び第4項の規定並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じた金額。

（平成15年11月から平成16年3月までの調整手当に関する経過措置）

5 平成15年11月から平成16年3月に支給する調整手当については、第13条の在職期間の適用にあたっては改正前の規定を適用する。

（平成15年11月から平成16年3月までの通勤手当に関する経過措置）

6 平成15年11月から平成16年3月に支給する通勤手当については、第14条の在職期間の適用にあたっては改正前の規定を適用する。

附 則（平成16年10月26日）

1 この規程は、平成16年10月29日から施行する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

2 改正後の職員給与規程第22条に規定する基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。以下単に「基準日」という。）において、平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き北海道札幌市に在勤する職員に対しては、基準日における改正前の職員給与規程第22条の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の職員給与規程第22条の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の職員給与規程第22条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円

平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円
---------------------	---------

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第20条第2項から第5項まで、第23条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年4月1日）

改 正（平成21年12月1日）

改 正（平成22年12月1日）

改 正（平成24年3月1日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

- 3 切替日の前日において別表第一の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号俸等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は給料月額は、改正前の給与規程及び別に定める規則に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 平成26年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額（平成21年12月1日付け附則の施行の日において次に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に第1号に定める割合に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。（職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。）

- (1) 平成21年12月1日付け附則3第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 8 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第9条第2項及び第20条第4項（第21条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年4月1日施行の給与規程附則第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第5条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例)
- 2 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の14」とする。
(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)
- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規程第13条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 4 新規程第13条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
(理事長への委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成19年11月30日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例)
- 2 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の14.5」とする。

附 則（平成20年3月12日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例)
- 2 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の16」とする。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における給料の特別調整額の特例)
- 2 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第9条第2項第2号については次表に定める表の額とする。

職務の級	給料の特別調整額
7級	41,400円

6級	38,800円
5級	37,100円
4級	7,400円
3級	5,800円
2級	2,200円
1級	1,800円

(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例)

- 3 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。

附 則（平成21年6月1日）

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当の特例)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条の第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の125」とし、「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあたっては、6月に支給する場合においては100分の120)」を「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあたっては、6月に支給する場合においては100分の110)」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当の特例)

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条の第2項中「100分75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは、「100分70（特定幹部職員にあっては、100分の85）」とする。

附 則（平成21年12月1日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第16条第2項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当の特例)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条の第2項中「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあたっては、12月に支給する場合においては100分の130)」を「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあたっては、12月に支給する場合においては100分の125)」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の基礎額の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
別表第1	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(端数計算)

4 附則3第1号基礎額又は附則3第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成21年12月に支給する勤勉手当の特例)

5 平成21年12月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条の第2項中「(特定幹部職員にあっては、100分の90)」とあるのは、「(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とする。

附 則（平成22年12月1日）

改 正（平成27年4月1日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし附則7の規定は、平成23

年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当の特例)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条第2項中「12月に支給する場合においては100分の137.5」を「12月に支給する場合においては100分の135」とし、(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官(第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、12月に支給する場合においては100分の117.5)とあるのを「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官(第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあたっては、12月に支給する場合においては100分の115)とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸が次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に該当しない職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者にあつては、その減額改定対象職員となつた日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
別表第1	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(端数計算)

4 附則3第1号及び附則3第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当の特例)

5 平成22年12月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条の第2項中「100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）」を「100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）」とする。

(55歳を超える職員の給与抑制措置)

6 平成30年3月31までの間、職員のうち職務の級が6級以上の者であって、その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者。（以下「特定職員」という。）に対する給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（平成22年4月1日前に55歳に達した職員は平成22年12月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次に掲げる相当の額を減ずる。

(1) 傅給月額 当該特定職員の傅給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該傅給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の傅給月額に達しない場合にあっては、当該特定職員の傅給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給与月額を減じた額（以下、「傅給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の傅給月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、傅給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の傅給月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、傅給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 期末手当の基準日現在において当該職員が受けるべき傅給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第20条第4項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあっては、その者の役職段階別加算額（職員が受けるべき傅給月額、職員が受けるべき傅給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額）、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の管理職加算額（職員が受けるべき傅給月額に100分の20を加算した額）の合計額に、第20条第2項に規定する期末手当基準額に乗ずる割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、期末手当の基準日現在において当該特定職員が受けるべき傅給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第20条第4項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあっては、その者の傅給月額減額基礎額、

俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の俸給月額減額基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に第 20 条第 2 項に規定する期末手当基準額に乘ずる割合を乗じて得た額。)

- (5) 勤勉手当 勤勉手当の基準日現在において当該職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第 21 条第 4 項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあっては、その者の役職段階別加算額（職員が受けるべき俸給月額、職員が受けるべき俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額）、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の管理職加算額（職員が受けるべき俸給月額に 100 分の 20 を加算した額）の合計額に、第 21 条第 2 項に規定する勤勉手当基準額に乘ずる割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当の基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第 21 条第 4 項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあっては、その者の俸給月額減額基礎額、俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の俸給月額減額基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に第 21 条第 2 項に規定する勤勉手当基準額に乘ずる割合を乗じて得た額。）
- (6) 給与が減ぜられて支給される特定職員についての第 15 条から第 18 条までに規定する勤務 1 時間あたりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達していない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額の 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- (7) 給料の特別調整額 第 9 条の 1 第 2 項による額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）

（平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整について）

- 7 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員（職務の級において最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成 22 年 1 月 1 日に昇給した職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸を 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日）

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

（独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与の臨時特例に関する事項）

2 独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与の臨時特例に関する事項については別に定める。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第23条第1項から第3項及び第5項、若しくは平成22年12月1日付け附則6の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸が次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に該当しない職員（平成18年4月1日付け附則7の適用を受けない職員に限る。）（以下この項において「減額改定対象職員」という。）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給、給料の特別調整額、給料の業務調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第14条の2第2項を除く。）の月額（平成22年12月1日付け附則6の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
別表第1	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日における号俸の調整について)

4 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において第1号から第3号のいずれかに該当する者は1号俸上位の号俸とする。第4号に該当する者は2号俸上位の号俸とする。

- (1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- (2) 調整日において30歳に満たない職員（昭和57年4月2日以後に生まれた職員、以下同じ。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみに該当する職員
- (3) 調整日において30歳に満たない職員で、その者の属する職務の級における最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員
- (4) 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

附 則（平成25年4月1日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整について)

2 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において第1号から第2号のいずれかに該当する者は1号俸上位の号俸とする。

- (1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員
- (2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則（平成26年4月1日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整について)

2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において第1号から第3号のいずれかに該当する者は1号俸上位の号俸とする。

- (1) 調整日において38歳に満たない職員（昭和51年4月2日以後に生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
- (2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給

等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

- (3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員（昭和44年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則（平成26年12月1日）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月1日）

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

- 2 平成27年3月31日までの間における給与規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

- 3 平成27年3月31日までの間における給与規程第5条第3項の規定の適用については、同項中「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。

附 則（平成27年4月1日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日（以下、「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料が同日において受けている給料に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料のほか、その差額に相当する額（職務の級が6級以上である者（以下この附則において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

（人事交流等職員の給料の経過措置）

- 3 人事交流等職員（国家公務員やこれに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることになった者をいう。）であって、その者の受ける給料がその者の切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料に相当する額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料のほか、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

（広域異動手当に関する特例）

- 4 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」

とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成28年2月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし附則2の規定は、平成28年2月1日から施行し、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第4条に定める別表第1、附則3、附則4及び附則5の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

（平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例）

- 3 平成28年3月31日までの間に独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当の特例）

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会給与規程第21条第2項中「100分の160（特定幹部職員にあっては、100分の200）」とあるのは「100分の170（特定幹部職員にあっては、100分の210）」、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とする。

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 5 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第14条の2第2項中「単身赴任手当の月額は、30,000円」とあるのは「単身赴任手当の月額は、26,000円」とする。

附 則（平成28年12月1日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年4月1日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合において

その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るもののが

ない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

(平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「8級職員」とあるのは「8級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から行9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

附 則（平成29年12月21日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則2の規定は、平成30年1月1日から施行し、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第4条に定める別表第1、附則3、附則4の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における給料の業務調整額の特例）

- 3 平成30年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第9条の2については、次表に定める表の額とする。

職務の級	給料の業務調整額
7級	41,800円
6級	39,200円
5級	37,400円
4級	21,200円
3級	16,900円
2級	8,300円
1級	6,900円

（平成29年12月に支給する勤勉手当の特例）

- 4 平成29年12月に支給する勤勉手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条第2項中「100分の180（特定幹部職員にあっては、100分の220）」とあるのは「100分の190（特定幹部職員にあっては、100分の230）」、「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とあるのは「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整について）

- 5 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において、第1号に該当する者は1号俸上位の号俸とする。

（1） 調整日において37歳に満たない職員（昭和56年4月2日以後に生まれた職員）

のうち、平成27年昇給等抑制職員

附 則（平成30年11月30日）

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職

員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年4月1日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月1日）

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

（令和元年12月に支給する勤勉手当の特例）

- 3 令和元年12月に支給する勤勉手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条第2項中「100分の190（特定幹部職員にあっては、100分の230）」とあるのは、「100分の195（特定幹部職員にあっては、100分の235）」、「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは「100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とする。

（平成31年4月から令和2年3月までの住居手当の特例）

- 4 平成31年4月から令和2年3月までに支給する住居手当については、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第13条の3第1項中「月額16,000円」とあるのは、「月額12,000円」とする。また、第2項中「当該各号に定める額」、「それぞれ次に定める額」とあるのは、「当該各号に掲げる額」、「それぞれ次に掲げる額」とする。また、「月額27,000円」とあるのは「月額23,000円」、「月額から16,000円」とあるのは「月額から12,000円」、「2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円」とあるのは、「2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円」とする。

（令和2年4月から令和3年3月までの住居手当に関する経過措置）

- 5 次の要件をすべて満たす職員については、改正前の住居手当の額から2,000円を減じた額を住居手当として支給する。

①施行日前日に住居手当を受給

②施行日前後で同一の住居について、借受け・居住・家賃支払いの要件を継続

③改正により住居手当の減額が2,000円を超える

附 則（令和2年12月1日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当の特例）

- 2 令和2年12月に支給する期末手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条第2項中「12月に支給する場合においては100分の127.5

(特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5)」とあるのは、「12 月に支給する場合においては 100 分の 125.0 (特定幹部職員にあっては、100 分の 105.0)」とする。

附則（令和 3 年 3 月 3 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 13 日）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 13 日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当の特例)

- 2 令和 3 年 12 月に支給された期末手当について、北方領土問題対策協会職員給与規程第 20 条第 2 項中「12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5)」であったところ、「12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 92.5)」とする。

- 3 令和 4 年 6 月に支給する期末手当について、令和 3 年 12 月の引き下げ相当額を減じた額を支給するものとする。

ただし、令和 3 年 12 月に期末手当を支給されていない者はこの限りではない。

附 則（令和 4 年 12 月 1 日）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

(令和 4 年 12 月に支給する勤勉手当の特例)

- 3 令和 4 年 12 月に支給する勤勉手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第 21 条第 2 項中「100 分の 200 (特定幹部職員にあっては、100 分の 240)」とあるのは、「100 分の 210 (特定幹部職員にあっては、100 分の 250)」、「100 分の 100 (特定幹部職員にあっては、100 分の 120)」とあるのは、「100 分の 105 (特定幹部職員にあっては、100 分の 125)」とする。

附 則（令和 5 年 12 月 1 日）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

(令和 5 年 12 月に支給する期末手当の特例)

3 令和5年12月に支給する期末手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条第2項中「100分の122.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）」とあるのは、「100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とする。

（令和5年12月に支給する勤勉手当の特例）

4 令和5年12月に支給する勤勉手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条第2項中「100分の205（特定幹部職員にあっては、100分の245）」とあるのは、「100分の210（特定幹部職員にあっては、100分の250）」、「100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは、「100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」とする。

附 則（令和6年12月25日）

（施行期日等）

1 この規程は、令和6年12月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

（令和6年12月に支給する期末手当の特例）

3 令和6年12月に支給する期末手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条第2項中「100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは、「100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）」とする。

（令和6年12月に支給する勤勉手当の特例）

4 令和6年12月に支給する勤勉手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条第2項中「100分の315（特定幹部職員にあっては、100分の375）」とあるのは、「100分の215（特定幹部職員にあっては、100分の255）」、「100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」とあるのは、「100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」とする。

附 則（令和7年3月28日）

（施行期日等）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書き中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給与表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「5 重度心身障害者」とあるのは「／5

重度心身障害者／6 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（号俸の切替え）

3 切替日の前日において別表第1の給与表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表 号俸の切替表（附則第3条関係）

旧号俸	新号俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3

18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			

53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					

88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

別表第1（給与表）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	俸給月額								
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
再任用職員以外の職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				

	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
再任用職員		基俸給月額	準俸給月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条第2項関係)

級 別 標 準 職 務 表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1	定期的な業務を行う職務若しくは知識及び経験を必要とする業務を行う職務
2	専門職の職務又は高度な知識及び経験を必要とする業務を行う職務
3	専門官の職務又は知識及び経験を有する専門職の職務
4	知識及び経験を有する専門官の職務
5	高度な知識及び経験を有する専門官の職務
6	課長又は上席専門官の職務若しくは特に高度な知識及び経験を有する専門官の職務
7	札幌事務所長の職務若しくは知識及び経験を有する課長又は上席専門官の職務
8	事務局長の職務若しくは知識及び経験を有する札幌事務所長の職務
9	知識及び経験を有する事務局長の職務
10	特に高度な知識及び経験を有する事務局長の職務